

令和5年第2回定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会 (子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	9
(1) 地域福祉の推進	10
(2) 障がい者福祉の推進	16
(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	21
(4) 幼児教育・保育の充実	29
(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	31
(6) 結婚・妊娠・出産の支援	34

《別冊》
事務事業概要

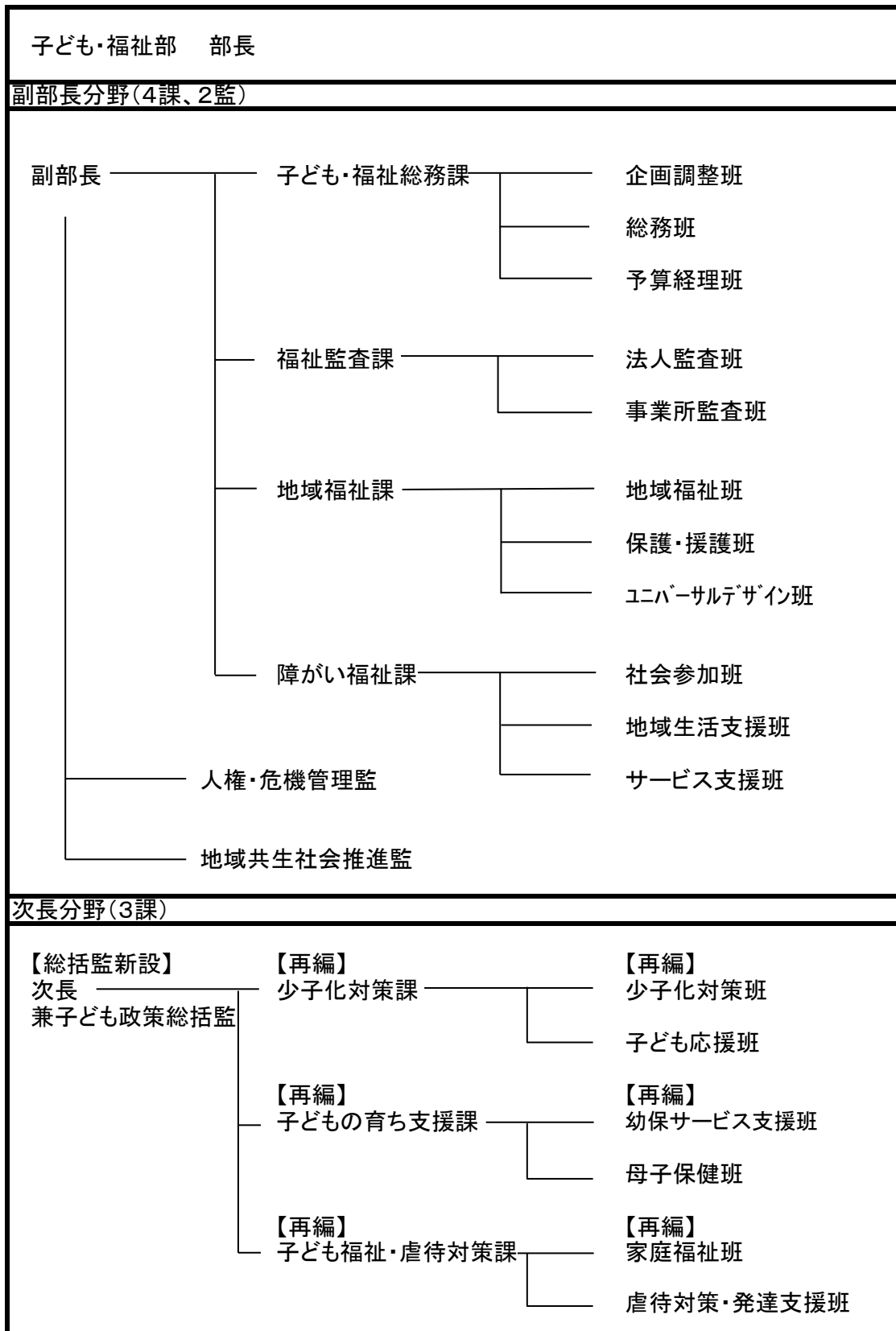
令和5年5月22日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、子どもに関する政策の総合調整を担う職を新たに設置するとともに、妊娠から出産、子育てまで途切れない一体的な支援、児童虐待防止対策への一層の注力およびひとり親家庭やヤングケアラーへの支援等の新たな課題への的確な対応のため、子ども政策を所管する2課1監を3課へ再編したほか、子ども心身発達医療センターにおける効果的な事務の執行に向けた見直しを行いました。

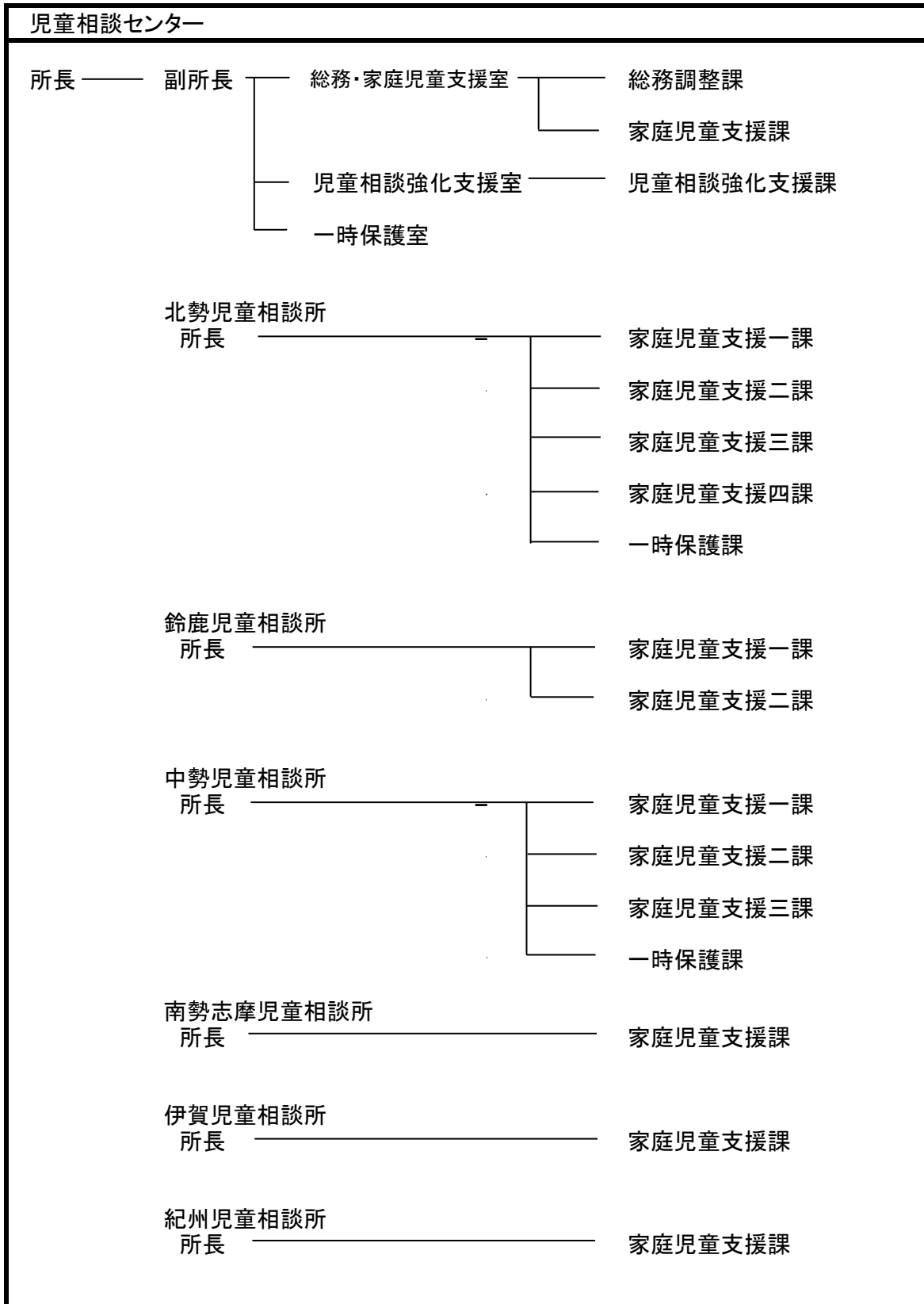
(1)本庁

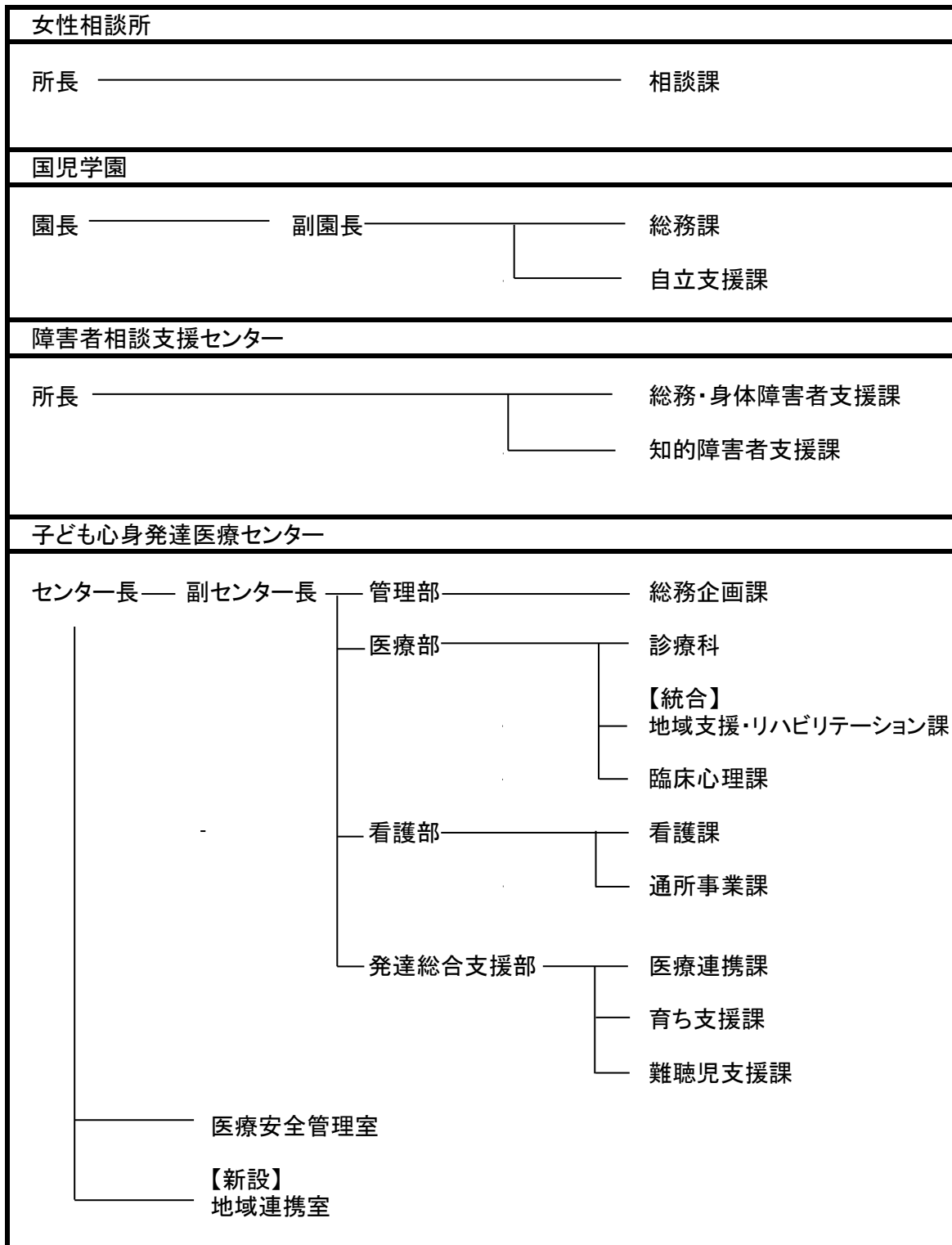


(2) 福祉事務所

北勢福祉事務所	
所長	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	
所長	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	
所長	福祉課
紀南福祉事務所	
所長	福祉課

(3) 単独地域機関





2 予算について

令和5年度 子ども・福祉部予算 比較表

【一般会計】

(単位:千円、%)

		令和4年度当初 +3年度2月補正	令和5年度当初 +4年度2月補正	増減額	増減率
民生費	事業費	42,374,792	43,681,978	1,307,186	3.1
	県費	33,225,778	35,791,575	2,565,797	7.7
衛生費	事業費	1,896,644	2,182,968	286,324	15.1
	県費	1,635,051	1,942,004	306,953	18.8
教育費	事業費	1,480,775	1,358,119	△ 122,656	△ 8.3
	県費	1,064,787	1,032,837	△ 31,950	△ 3.0
合 計	事業費	45,752,211	47,223,065	1,470,854	3.2
	県費	35,925,616	38,766,416	2,840,800	7.9

※県費は財源振替前

【特別会計】

(単位:千円、%)

	令和4年度当初	令和5年度当初	増減額	増減率
三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計	341,272	457,594	116,322	34.1
三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計	2,311,455	2,685,876	374,421	16.2
合 計	2,652,727	3,143,470	490,743	18.5

結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう環境づくり

少子化対策課

①⑧

224-2404

子どもの育ち支援課

②③④⑤⑥⑦ 224-2248

市町をはじめ、企業や団体等と連携して、結婚を希望する人への出会い・結婚支援に取り組むとともに、妊娠や出産、子育てに対する不安や負担を解消するため、経済的負担の軽減や妊娠時から子育てまで一貫した伴走型の相談支援、幼児教育・保育の充実に向けた保育士の確保等に取り組みます。

また、市町が独自で行う子ども・子育て家庭を支援する取組に対して補助を行います。

結婚・妊娠・出産の支援

① **(一部新)** みえの出会い支援事業【29,875千円】

結婚応援サポーターを養成し、結婚を希望する人同士の引き合わせや企業による結婚支援の取組を支援するとともに、若い世代が安心してインターネット型婚活等に取り組めるよう支援します。

② **(一部新)** 思春期ライフプラン教育事業【8,173千円】

大学生や企業の従業員等に対するライフデザインに関する講座の開催や、健康管理のための支援についての調査研究に取り組みます。

③ **(一部新)** 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業【32,444千円】

各市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するとともに、心身の不調や育児不安等がある妊産婦に対して、心身のケアや育児のサポートなどを広域的に行うための体制を整備します。

④ **(新)** 出産・子育て応援交付金【345,048千円】

安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産、子育てまでの一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する市町に対して交付金を交付します。

幼児教育・保育の充実

⑤ 保育対策総合支援事業

【636,592千円（※2月補正含み）】

保育士を確保するため、保育士修学資金貸付の拡充や業務負担の軽減に向けた保育補助者などの雇上げ費用の補助等に取り組むとともに、保育の仕事の魅力について、広く発信します。

⑥ **(一部新)** 次世代育成支援特別保育推進事業補助金【84,580千円】

私立保育所等における保育士の加配について支援する市町に補助します。特に待機児童が発生している市町において、新たに保育士を加配した場合は補助額を上乗せするなど、制度の拡充を図ります。

⑦ **(一部新)** 保育専門研修事業【33,127千円】

新たな研修コースを設け、地域の子育て支援を担う人材の育成と専門性の向上に取り組むとともに、保育士の資質向上に向けた研修等を充実し、あわせてオンライン研修等により受講しやすい環境づくりに取り組みます。

市町が行う子ども・子育て支援の取組に対する支援

⑧ **(新)** みえ子ども・子育て応援総合補助金【304,036千円】

全ての子どもの豊かな育ちのために、市町が地域の実情等に応じて、創意工夫のもとで独自に行うさまざまな子ども・子育て家庭を支援する取組に対して補助します。



次代を担う子どもへの支援

地域福祉課	②	224-2256
少子化対策課	①④	224-2404
子ども福祉・虐待対策課	③⑤⑥⑦	224-2271

さまざまな困難を抱える子どもが、生まれ育った環境にかかわらず豊かに育つことができるよう、子どもの貧困対策や貧困の連鎖解消、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

また、子どものかけがえのない命や尊厳が守られるよう、関係機関等と連携して虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、できる限り家庭あるいは良好な家庭的環境で養育されるよう、里親委託の推進や施設の整備等に取り組みます。

子どもが豊かに育つ環境づくり

① **(一部新)** 子どもの貧困対策推進事業【28,666千円】

「子どもの居場所」の安定的な運営に向けた支援に加え、地域におけるさまざまな協力者とのマッチングを行います。

また、既存の「子どもの居場所」などと連携し、子ども食堂を開催する飲食店を掘り起こすモデル事業を実施します。

② **(一部新)** 生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援事業【16,731千円】

オンライン授業の導入等により支援内容を充実させることで、子どもの学力や学習意欲のさらなる向上に取り組みます。

③ **(一部新)** ヤングケアラー支援事業【23,182千円】

ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるため、フォーラムの開催や関係機関を対象とした啓発ハンドブックの作成、出前講座などに取り組むとともに、ヤングケアラー等がいる家庭に対して家事・育児等の支援を実施する市町への補助を行います。

④ **(一部新)** 子どもの育ちの推進事業【25,644千円】

子どもの豊かな育ちの実現に向けて、「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関するアンケート調査を行い、「みえの子ども白書」として取りまとめ、子ども・子育て支援に係る各施策に活用します。

児童虐待の防止と社会的養育の推進

⑤ 児童虐待法的対応推進事業【170,434千円】

児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度の向上に取り組みます。

また、子どもの権利擁護の推進に向けて、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、一時保護所等にアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる体制を確保します。

⑥ 家庭的養護推進事業【125,442千円（※2月補正含み）】

里親支援業務を行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）の整備や、ファミリーホームへの支援体制の充実に取り組みます。



⑦ **(一部新)** 国児学園運営費【80,124千円（※2月補正含み）】

県内唯一の児童自立支援施設として、入所対象児童に対して必要な指導等を行い、自立を支援します。また、入所児童の生活環境の改善を図るため、寮舎の建替えに向けた調査・設計等を行います。



共生社会の実現

地域福祉課 ①②⑤⑥
障がい福祉課 ③④

224-2256
224-2274

さまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、重層的支援体制の整備促進やひきこもり支援に取り組むとともに、4月からスタートする「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの意識づくりやバリアフリー化などに取り組みます。

また、障がいを理由とする差別の解消や社会参加の機会の確保に取り組むとともに、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に取り組み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりを進めます。

地域福祉の推進

①重層的支援体制整備事業交付金【98,975千円】

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」に取り組む市町に対して交付金を交付します。

②（一部新）ひきこもり対策推進事業【36,791千円】

ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、フォーラムやセミナーの開催、SNS等を活用した情報発信に取り組むとともに、相談支援機能の充実強化に向けて、支援体制の立ち上げを支援する補助制度を創設します。

また、ひきこもり当事者の居場所づくりを促進するため、アドバイザー派遣等を行うとともに、当事者が社会とつながる機会を提供します。

障がい者福祉の推進

③（一部新）障がい者権利擁護推進事業【9,083千円】

事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けて、アウトリーチによる積極的な周知・啓発を行います。

④障がい者スポーツ推進事業【57,567千円】

「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、相談対応や団体と企業等のニーズのマッチング、スポーツ体験などを行うとともに、選手の発掘に向けた初心者講習会や指導員の養成研修等を実施します。



ユニバーサルデザインのまちづくり

⑤（一部新）地域公共交通バリア解消促進事業【74,618千円】

誰もが安全で自由に移動できるまちづくりを推進するため、ICカードシステム導入などの鉄道駅のバリアフリー化に対する支援を行います。

⑥三重おもしろい駐車場利用証制度展開事業【7,015千円】

障がい者、高齢者や妊産婦など、歩行が困難な人の外出を支援し、社会参加を促進するため、「おもしろい駐車場」を必要とする人への利用証の交付を進めます。特に子育て家庭への支援を充実するため、妊産婦等の利用期間を延長して運用します。



3 子ども・福祉部の所管事項について

項 目	(1) 地域福祉の推進	子ども・福祉総務課 福祉監査課 地域福祉課
<p>1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響や人々の価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。かつては家庭や地域のつながりの中で解決されてきた支え合いの仕組みが機能しにくくなり、誰にも相談できず、困りごとを抱え込んでしまう方がいます。</p> <p>また、単身世帯、複数世帯にかかわらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでの対応が難しく、制度の狭間に陥り、必要な支援が行き届かないケースも発生しています。</p> <p>このような状況において、地域でさまざまな課題を抱える方に質の高い福祉サービスや必要な支援を届けられるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉の担い手となるさまざまな主体と連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超越して、社会全体で支え合う体制づくりをより一層進める必要があります。</p> <p>また、相談者の属性や相談内容等にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関が連携して重層的な支援を行うための体制づくりが、全ての市町で進むよう、必要な情報提供や人材育成に取り組む必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 市町における包括的な支援体制づくりへの支援</p> <p>全ての市町が、重層的支援体制の整備に取り組めるよう、市町に対する交付金の交付に加え、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整などを行う市町等における相談支援包括化推進員等の育成支援を行います。</p> <p>また、取組が進んでいない市町に対しては、関係者が集まり、課題検討や先進事例を共有する機会を提供することで、取組のきっかけや手がかりを見つける後押しをするなど、情報提供の充実を図ります。</p> <p>② 地域における支援活動の推進</p> <p>地域福祉の要として期待される民生委員・児童委員について、必要な知識習得に向けた研修の実施や支援サービスにかかる相談・支援窓口等の情報提供などを通じて、活動の充実や負担軽減に取り組めます。また、三重県における民生委員制度創設100周年を機に、活動内容に関する県民の理解が深まるよう、さまざまな主体と連携した積極的な情報発信を行います。</p>		

さらに、災害時における福祉的支援に向けて、DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制の強化に取り組むとともに、社会福祉施設におけるBCP（事業継続計画）の策定を支援します。

③ 福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援します。

また、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応するための体制確保に向けて、県社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会に対する補助を行います。

2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢の変化や人々の価値観の多様化を背景に、地域のつながりが希薄化する中、いわゆる「8050問題」に代表されるように、地域、家庭、個人が抱える課題が複雑化・複合化・深刻化し、ひきこもり当事者やその家族、自殺のリスクを抱える方など、生きづらさを抱える方の増加が懸念されます。

そうした中、全国初となるひきこもり支援に特化した計画である「三重県ひきこもり支援推進計画」を令和4年3月に策定し、令和4年度から具体的な取組をスタートさせました。

本計画では、基本理念（将来のめざす姿）として、「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」の実現をめざしています。

また、本計画の最終年度（令和6年度）の目標は、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。」としています。

ひきこもり支援にあたっては、ひきこもり当事者やその家族が制度の狭間で社会から孤立しないよう、第一義的な相談機関となる市町、三重県ひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関、民間支援団体などが有機的に重なり合って連携し、切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

(2) 今後の予定

① 情報発信・普及啓発

ひきこもりに関する正しい理解を深めてもらうためのフォーラムや医療・介護関係者向けセミナーの開催、令和4年度に作成したひきこもり支援ハンドブックの配布等を通じて、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成を図ります。また、ひきこもり当事者や家族が必要な情報を受けられるよう、SNS等を活用した情報発信を行います。

② 対象者の状況把握・早期対応

県と市町の連携体制を強化するため、3つの圏域（北勢・多気度会・東紀州）ごとに、市町担当者や福祉事務所・保健所職員、社会福祉協議会・地域包括支援センター職員、民間支援団体、ひきこもり地域支援センター職員等、地域でさまざまな立場から当事者の支援に携わる人たちが集まり、ひきこもり支援に関するさまざまな取組事例について学び、意見交換や相談等を行うことのできる場を設けます。

また、市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を図るため、支援体制の整備に取り組む市町に対する財政支援を行います。

③ 社会参加・活躍支援

全ての当事者が社会参加の最初のステップにつながるための「居場所」を利用できるよう、「居場所」の設置・運営に意欲・関心のある市町等に対し、ノウハウの提供や助言等を行う「ひきこもり当事者の居場所づくり応援アドバイザー」を派遣します。

また、当事者が社会につながるきっかけをつくるため、既存のオンライン会議アプリ等を利用した電子居場所の提供を行います。

3 生活困窮者の生活保障と自立支援

(1) 現状と課題

生活に困窮する方に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域（多気町を除く14町）を対象に、複合的な課題を抱えた方の相談に幅広く応じるとともに、住居を失う恐れのある方への住居確保給付金の支給など、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

昨今の急激な物価高騰の影響を受け、生活福祉資金の特例貸付借受世帯の生活状況が再び悪化する恐れがあることから、引き続き、生活保護の適正実施をはじめ、生活困窮者の自立支援に向けて適切に取り組むとともに、市町に対しては、先進的な取組事例等の情報提供や担当職員に対する研修を実施するなど、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 今後の予定

① 生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立、社会的自立に向けた支援に取り組みます。

また、福祉事務所（県4事務所、14市および多気町）における生活保護の適正実施を進めるため、生活保護法施行事務監査を実施するとともに、関係職員の資質向上に向けて、必要な研修を実施します。

② 生活困窮者の自立支援

新型コロナウイルス感染症に加え、食材や燃料等の物価高騰の影響が重なり、今後も生活に困窮する方からの相談が多く寄せられるものと考えられます。そのため、「三重県生活相談支援センター」において、引き続き相談者の個々の状況に応じ、関係機関と連携して丁寧な相談支援を実施します。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱えた方が必要な支援につながるよう、2名のアウトリーチ支援員を中心に、アウトリーチ手法（訪問型）を用いた相談支援のさらなる充実を図ります。

加えて、県内の自立相談支援機関の支援員等の資質向上や生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者や相談員等を対象とした研修会の実施や、優良事例の情報共有等を行います。

③ 特例貸付借受世帯等の支援

令和5年1月から償還が開始されている緊急小口資金等の特例貸付について、実施主体である三重県社会福祉協議会に対し、世帯の状況に応じて、償還や自立に向けた相談支援を丁寧に行うよう働きかけるとともに、長期にわたり生じる債権管理事務が適正に執行されるよう必要な支援を行います。

また、急激な物価高騰等の影響を受け、借受世帯の生活状況が再び悪化することがないように、「三重県生活相談支援センター」における支援員の増員により、支援が必要な世帯に対する重点的なフォローアップに取り組みます。

4 ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD条例」という。）および「第5次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023-2026）」に基づき、取組を進める必要があります。

ユニバーサルデザインの意識醸成を図るため、学校出前授業を実施したほか、県民の方の「おもいやりのある行動」につながるよう、クラウドファンディングを活用しながら「ヘルプマーク」の普及啓発を行いました。また、子育て支援の充実を図るため、「三重おもいやり駐車場利用証制度」における妊産婦等の利用証の有効期限を1歳6か月から2歳（多胎児の場合は3歳）に延長し、運用しています。

引き続き「おもいやりのある行動」を広げるため、さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図る必要があります。

公共施設や商業施設等が全ての方に使いやすい施設となるよう、UD条例に基づく指導および適合証の交付や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進めました。

今後も事業者等の理解・協力を得ながら、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や公共交通機関のバリアフリー化を促進する必要があります。

(2) 今後の予定

「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023-2026）」に基づき、おもいやりの行動でつながる三重づくりを進めます。

① ユニバーサルデザインの意識づくり

さまざまな主体と連携し、学校出前授業やヘルプマークの普及啓発などの取組を通じて、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を行うとともに、事業者等の「おもいやり駐車場」設置区画の増加を促進します。

② ユニバーサルデザインに配慮された施設整備の促進

「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知を図るとともに、UD条例に基づく指導、適合証の交付などを通じて、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進を図ります。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、駅舎のバリアフリー化（段差の解消、バリアフリースイアの設置等）やユニバーサルデザインタクシーの導入を支援するとともに、新たに第三セクター鉄道事業者の駅へのICカードシステムの導入を支援します。

また、事業者や関係市町と今後の整備方針等について調整を進めます。

5 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービス事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人等に監査実施方針や監査結果の概要について情報提供を行っています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地監査が困難な状況となったため、DXの導入等による「新しい福祉監査のカタチ」を検討し、オンライン監査や集団指導の動画配信等により、効率的・効果的な指導監査に取り組んでいます。

令和4年度には、他県で発生し社会的に大きな影響があった送迎バスでの園児死亡事故を受けて、対象となる保育所等に対して安全対策の状況等を確認する実地調査を行いました。また、税理士の活用による監査を試行的に実施しています。

今後も、指導監査の対象となる施設数の増加に対応し、社会福祉法人や事業者等に期待されるサービスの質を確保するため、業務改善の取組を継続し、会計専門家も活用した効率的・効果的な指導監査を実施していく必要があります。

(2) 今後の予定

① 効率的・効果的な指導監査の実施

社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、利用者への虐待防止や送迎バスの安全確保、感染症対策など社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、社会福祉法人の運営状況や課題に応じた監査頻度の設定、現地監査とオンライン監査の組み合わせ、集団指導の動画配信など、さらなる業務改善を図り効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、指導監査において会計専門家を活用することで、社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営の確保につなげるとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組めます。

項 目	(2) 障がい者福祉の推進	障がい福祉課
<p>1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2021～2023年度)に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。</p> <p>引き続き、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取組を進める必要があります。</p> <p>医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されたネットワークにおける多職種連携や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。</p> <p>引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備を進めるとともに、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者が居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるよう取り組む必要があります。</p> <p>障がい者の就労を支援するため、福祉事業所に対する経営改善のための専門家派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等に対する支援、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達拡大など、工賃向上に取り組んでいます。また、各障害保健福祉圏域に設置した、障がい者就業・生活支援センターにおいて就職相談・支援を行うなど、個々の障がい者の雇用契約に基づく就労への移行を進めています。</p> <p>引き続き、工賃向上をはじめ就労支援に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実</p> <p>県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。</p> <p>また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。</p> <p>さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住サービスの提供による、障がい者の地域生活に対する支援の充実に向けて、各圏域・市町における地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。</p>		

なお、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2021～2023年度)が最終年度を迎えることから、障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プランの策定に取り組みます。

② 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、相談支援や地域連携ネットワークにおけるスーパーバイズ(関係機関への助言指導等)、人材育成等に取り組むとともに、新たに医療的ケア児・者コーディネーターのフォローアップ研修を実施するなど、地域における受け皿の拡充を推進します。

③ 障がい者の就労支援

各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就労および生活の一体的支援をきめ細かく行うとともに、福祉事業所における工賃の向上等に向けて、専門家派遣や研修会を実施します。

また、共同受注窓口に対し運営支援を行うほか、受注を促進する営業活動を担うコーディネーターを引き続き配置するとともに、ECサイトを活用した物販促進を支援します。

さらに、県調達方針に基づき障害者就労施設等からの一層の調達拡大に注力するとともに、市町の障がい者優先調達の取組を促進します。

2 相談支援体制の強化

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、市町による身近な相談支援とともに、県による自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援および障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援を実施し、障がい者の地域での生活を支援しています。

引き続き、専門的・広域的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談体制となるよう、市町による基幹相談支援センターの整備を促進し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修を実施し、人材育成を図っています。研修の実施結果をふまえ、より効果的な研修となるよう内容の充実や受講しやすい環境づくり等の改善を図る必要があります。

(2) 今後の予定

専門的・広域的な相談支援を引き続き実施するとともに、市町が実施する相談支援の体制強化を支援し、計画相談、市町委託相談および基幹相談の役割の明確化と連携を進めるほか、地域の人材育成の核となる主任相談支援専門員を育成するなど、相談支援の体制強化と質の向上に取り組めます。

また、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修については、より専門性を生かした研修を実施するとともに、オンラインを活用し、参加しやすい環境づくりに取り組めます。

令和5年度は、新たに障害者ピアサポート研修を実施し、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターおよび障害福祉サービス事業所の管理者等の養成を図り、質の高いピアサポート活動の取組を支援します。

3 差別解消および虐待防止と社会参加の推進

(1) 現状と課題

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者に対して、普及啓発を行うとともに、専門相談員の配置や三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。

また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、相談事例の検証や情報共有を行っています。

引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、より幅広い層への普及啓発や障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者差別解消法の一部改正に伴い、令和6年度から事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者への周知・啓発等を進める必要があります。

障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。

引き続き、障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待の未然防止および虐待事案への適切な対応を行う必要があります。

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者スポーツ大会等を開催しています。また、三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果等を活かすため、令和4年8月に開設した「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民や企業等からの相談にワンストップで対応するとともに、選手の発掘・育成や障がい者スポーツを支える指導員の養成等に取り組んでいます。

引き続き、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における活躍の場を広げることを目的に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者芸術文化祭や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターによる相談支援を行っています。

引き続き、障がい者の芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練等を行っています。

引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた各種支援に取り組むとともに、手話を使用しやすい環境の整備を進める必要があります。

(2) 今後の予定

① 障がい者差別の解消

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応します。

また、相談での解決が困難な差別事案について、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて、諮問機関である三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら、適切に対応します。

さらに、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談事例等の情報共有や検証の取組を進めるとともに、障害者差別解消法の一部改正により、令和6年度から事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、新たに啓発推進員を設置し、事業者に対するアウトリーチを積極的に行うなど、周知・啓発に取り組めます。

② 障がい者の虐待防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善報告を求め、改善状況を確認し、必要に応じて是正勧告を行うなどの指導を行います。

③ 障がい者スポーツ

「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、選手の育成や競技団体の支援に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業からの相談へのワンストップでの対応、障がい者スポーツの体験会の実施等を通じて、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めます。

④ 芸術文化活動

「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者芸術文化祭等を開催し、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組み、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進します。

⑤ 視覚障がい者および聴覚障がい者への支援

三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組みます。また、「第2次三重県手話施策推進計画」に基づき、遠隔手話通訳サービスや遠隔手話相談等のICTを活用した意思疎通手段の利用促進に努めるとともに、県民、事業者および学生向け手話講座や県・市町職員等手話研修による学習機会の確保、手話通訳を行う人材の育成等に取り組み、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

なお、同計画が最終年度を迎えることから、手話が広く利用される共生社会の実現に向けて、次期計画の策定に取り組みます。

項 目	(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	少子化対策課 子ども福祉・ 虐待対策課
<p>1 子どもを育ちを支える地域社会づくり</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県では、平成23年4月に施行した「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めています。</p> <p>県の取組に関して、子どもの意見を聞き、施策の参考とするため、インターネットを利用した「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えるため、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの権利が守られ、子どもが自らの力を発揮して豊かに成長するため、子どもの生活や意識等の実態をより把握する必要があります。</p> <p>また、「みえ次世代育成応援ネットワーク※」と連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」などの子どもの育ちを応援する取組を実施しています。引き続き、県民（住民、企業・団体）が主体となって子育て支援活動に関わる機会を創出していく必要があります。</p> <p>加えて、青少年を児童ポルノ等の自画撮り被害から守るため、「三重県青少年健全育成条例」の内容を記載したチラシを配布するなどして県内中学生・高校生に周知するとともに、依頼があった学校等に出向いて出前講座を実施し、インターネット・スマートフォンの適正利用の促進に取り組みました。引き続き、青少年がインターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりしないよう啓発を図る必要があります。</p> <p>※みえ次世代育成応援ネットワーク</p> <p>地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体に構成するネットワーク（令和5年3月末現在：1,608会員（企業937、団体671））。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 子ども条例にかかる取組</p> <p>子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象にアンケート調査を実施し、子どもの自己肯定感や子どもの権利擁護の状況などを把握し、「みえの子ども白書」としてとりまとめ、子ども・子育て支援に係る今後の県方針策定や各施策の検討に活用します。</p> <p>さらに、子どもの意見を県の施策等へ反映させることを目的とした「キッズ・モニター」を実施するとともに、子どもからの相談に対応する「こどもほっとダイヤル」を運営します。</p>		

また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。

② インターネットの適正利用にかかる取組

インターネットやスマートフォンの適正利用に関して、学校等に出向いて出前講座を実施するほか、保護者等に対して、ネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて周知を図ります。

③ 市町の子ども・子育て支援事業への支援

県内市町が、地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らし、これまで以上に子どもの育ちや子育て家庭への支援に取り組んでいただけるよう、「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、市町の妊娠・出産・子育て等支援事業に対して補助することにより、より良い子ども・子育て環境づくりを推進します。

2 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

家庭の小規模化や地域のつながりが希薄化する中、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加していることをふまえ、平成29年3月に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づいて取組を進めています。Web上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」では、子どもの年齢に応じた内容を追加しました。また、子どもを持つ保護者同士が、子育てについての悩みや思いを語り合う「みえの親スマイルワーク」を市町、県PTA安全互助会、県教育委員会と連携して開催しました。今後は、保護者が身近な地域で「みえの親スマイルワーク」に参加できるよう、体制整備が必要です。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、職場や地域社会において男性の育児参画が大切であるという考え方を普及する取組を進めています。

「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画への関心や理解を深めることを目的に、男性の育児・家事参画の事例を募集し、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」において表彰するとともに、受賞作品を用いた写真展を開催しました。

改正育児・介護休業法の施行により「産後パパ育休」の創設等、男性の育児休業制度が拡充される中、令和4年度は、「みえのイクボス同盟※」参画企業等を中心に、若手職員、管理職、経営者の階層別でイクボス視点で考える組織の生産性向上等に関するセミナーを開催するとともに、男性の育児参画の推進に課題のある県内企業等へ社会保険労務士等を派遣し、企業の個別課題の解決への支援に取り組みました。

また、育児休業を取得しても積極的に育児を行わない「とるだけ育休」など男性の育児参画の質が課題となっていることから、育児に役立つノウハウや育児休業制度などをまとめた冊子を作成し、市町の母子保健の窓口等を通じて、第1子が誕生する予定の男性を中心に配布しました。

なお、三重県における男性の育児休業取得率については、9.4%（令和4年度三重県内事業所労働条件等実態調査）と、女性の育児休業取得率（同調査97.0%）と比べてまだまだ乖離があり、引き続き、男性の育児参画が進むよう取り組む必要があります。

※みえのイクボス同盟 加盟数：791 企業・団体（令和5年3月末時点）

（2）今後の予定

① 家庭教育応援の取組

各地域において、より多くの保護者が日ごろ利用する市町の子育て支援センター等において、「みえの親スマイルワーク」に参加することができるよう、市町の子育て支援センターの職員等を対象に、スマイルワークの進行を行うことができるファシリテーターの養成に取り組むとともに、「家庭教育応援Web講座」の充実を図ります。

また、家庭教育の充実に向けた取組方策を示す「みえ家庭教育応援プラン」を、子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化等をふまえて改訂します。

② 男性の育児参画の推進

「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」をはじめとした男性の育児参画への関心を高める取組や、「みえのイクボス同盟」加盟事業者等に対する情報発信を行います。

また、男性の育児・家事に関するノウハウの習得を支援するとともに、地域の企業が子育て家庭を応援する特典を提供する「子育て応援クーポン」のアプリ化を図ります。

3 子どもの貧困対策の推進

（1）現状と課題

エネルギーや原材料等の高騰による、生活用品や食料品などの物価高騰の影響を受け、経済的に困窮する子育て家庭は、より厳しい状況に置かれています。

このような子育て家庭にとって、子ども食堂等の子どもの居場所は、誰もが安心して気軽に利用できる場所として、食の支援だけでなく、学習支援、悩み事の相談場所などのさまざまな機能をもつ存在となっており、その役割は一層重要となっています。

このため、令和4年度は、子どもの居場所の人材育成を支援するため、アドバイザーの派遣や勉強会の開催、インターンシップの実施を行うとともに、子どもの居場所を支援したい企業・団体と子どもの居場所運営団体とのマッチングの支援や子どもの居場所の活動を経済的に支援する補助事業を実施しました。

物価高騰等に直面する低所得のひとり親家庭を支援するため、県独自の支援策として、児童扶養手当受給者を対象に1世帯あたり2万円分の商品券等を給付しました。また、三重県母子・父子福祉センターを中心に就業支援を行うとともに、ひとり親家庭の方が必要な情報により簡単にアクセスできるよう、ICTを活用した「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット[※]」システムの構築を進めました。さらに、一時的に生活援助や保育等が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員の派遣を行う市町への補助（9市町）や、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町への支援（8市町）、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮家庭の中高生（15名）への学習支援等に取り組みました。今後も、さまざまな支援制度をより多くの方に知っていただけるよう、情報発信の強化を図る必要があります。

県内のヤングケアラーに関して、家庭環境や支援の状況などの現状把握を行うため、県内全ての市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を対象にアンケート調査を行うとともに、調査結果の中で「ヤングケアラーと思われる子どもがいる」と回答があり、実態を把握している19市町の要対協に対してその児童の状況や市町の支援状況を把握するために聞き取り調査（75件）を実施しました。調査の結果、県内におけるヤングケアラーと思われる子どもの件数は111件、全体の2.0%で、全国調査の要対協登録ケース全体の2.5%と比較しても少ない結果となりました。国では令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としており、県においても引き続きヤングケアラーへの支援に向けて取り組んでいく必要があります。

※ひとり親家庭等相談用AIチャットボット

三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で、お金や仕事、離婚、養育費等に関する質問に対して、24時間365日、約500のFAQから自動で必要な情報を提供するもの。

(2) 今後の予定

① 子どもの居場所づくり

子どもの居場所を持続可能な取組とするため、引き続き、アドバイザーの派遣や勉強会の開催、インターンシップの実施により、子どもの居場所の人材育成を支援するとともに、子どもの居場所を支援したい企業・団体と子どもの居場所運営団体とのマッチングの支援や、食堂のほか学習支援や体験活動を提供する子どもの居場所の活動を経済的に支援する補助事業を実施します。

加えて、さらなる子どもの居場所の拡大に向けて、学校給食のない期間中に、子ども食堂を開設していただける飲食店を掘り起こすことで、食の提供機会の増加や、その後の子どもの居場所への移行をめざします。

また、身近な地域での支援体制の充実に向け、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援するとともに、「三重県子どもの貧困対策推進会議」等の場を活用し、地域の資源や地域の特性を生かしたさまざまな子どもの居場所の先行事例や、市町の先進的な支援のあり方を共有することで、県内各地に活動が広がるよう、今後も継続して働きかけていきます。

② ひとり親家庭等への支援

エネルギーや原材料等の高騰により生活用品や食料品などの物価高騰が続くことが見込まれる中、困窮するひとり親家庭に対する臨時給付金等の経済的な支援を行うほか、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など資格・技術取得の支援等を行います。

また、AIチャットボットを活用して、支援を必要とする方が必要な情報を迅速かつ手軽に入手できる情報発信ツールを運用し、ひとり親家庭が窓口での相談につながり、必要な支援が受けられるよう努めていきます。

さらには、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援について、学力や学習意欲の向上に向けて、小学生（高学年）まで支援対象を広げるとともに、オンライン授業の導入による対象者の利便性の向上や支援対象数の拡大に取り組みます。

③ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であることから、表面化しにくく、周囲が把握しにくいという課題に加えて、子ども自身や家族、周囲の大人がヤングケアラーという問題を認識していないという課題もあるため、今年度においては、フォーラムを開催し、広く県民に対してヤングケアラーの認知度を向上させるとともに、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした啓発ハンドブックを作成し、ヤングケアラー・コーディネーターによる啓発ハンドブックを活用した出前講座を実施するなど、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援へつなげていきます。

また、調査結果から「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい」という課題が見えてきたこと、家事等のサポートを求める声も当事者からあったことから、市町がヤングケアラーの家庭の家事援助等に活用可能な補助金を創設しました。

第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、体制整備を進めていきます。

4 発達支援が必要な子どもへの支援

(1) 現状と課題

発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まっており、今後も発達支援へのニーズが増加すると予想される中、子ども心身発達医療センターを拠点として、子どもの発達支援の充実に向けて取り組んでいます。

発達障がいにかかる診療ニーズの高まりを受け、子ども心身発達医療センターでは、初診の申込から受診までに期間を要することから、令和2年度には常勤医師を増員して初診対応を強化するとともに、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、地域の小児科医等を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築に向けて取り組みました。令和4年度には、初診予約受付の改善に向けた検討を行い、電話回線の増設に加えて、令和5年度に予約方法や予約可能な期間を変更し試行的に運用することとしています。

また、継続した取組として、保健・福祉・教育の機能を一元化した総合窓口の整備や、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM^{*}と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、令和4年度は4名のアドバイザーを受け入れるなど、発達に課題のある子どもたちへの早期支援体制の整備を図ってきました。今後も、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校でのさらなる導入を促進するとともに、指導方法の改善などに取り組み、市町との連携を強化する必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなる学園が開発したアセスメントツール。

(2) 今後の予定

① 医療体制の向上

子ども心身発達医療センターにおいては、初診までの待機期間長期化の改善のため、医師の確保や人材育成に取り組むとともに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぐ取組を実施するなど、専門性の高い医療、福祉サービスの提供を維持していきます。

また、引き続き地域の小児科医等を対象とした連続講座を行うなど、地域における支援体制を確保・充実していきます。

あわせて、初診予約方法について、これまでの電話予約に加えて電子申請を導入することで、24時間予約申込が可能となるよう、引き続き改善に努めます。

② 地域での支援体制の強化

みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成強化のため、NPO法人に業務委託を行い、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図るとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築等をさらに進めるため、県内市町における発達支援の現状や課題について各地域を訪問して協議を行います。

5 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

県内の女性相談窓口の相談件数は、ここ10年間で約3,300件から4,400件の間で推移しており、夫等からのDVに関する相談が約4分の1を占めています。新型コロナウイルス感染症の拡大が顕著であった令和2年度は、相談件数が4,350件となっていました。令和4年度は3,426件（令和元年及び令和3年度並み）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響によるDV相談内容の複雑化に対応するため、電話相談や対面による相談に加えて、24時間相談を受け付けるSNS相談など、社会情勢の変化に応じた相談環境の整備に努めています。

令和4年度は、相談員の相談対応スキルの向上のため、一時保護（初期対応）の手順、DVにまつわる離婚等に関する実践的な研修を行いました。今後も相談対応の充実を図るとともに、相談窓口の啓発に一層取り組む必要があります。

また、女性相談所において一時保護する女性が児童を同伴している割合は、令和元年度以降、約4割から5割と高くなっており、面前DVにより児童が心理的虐待や身体的虐待を受けている事例があることから、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関と連携を強化するため、令和4年度から「児童虐待防止コーディネーター」を配置しました。

さらに、女性をめぐる課題はDV以外にも多様化、複合化しており、新たな女性支援の枠組みを構築する必要があります。

(2) 今後の予定

① 相談窓口の周知

相談を必要とする方に、相談窓口の情報がより届きやすくなるよう、市町の窓口をはじめハローワークやフレンテみえ等にミニカードなどを配架し、啓発機会の拡大に努めます。

② 児童虐待対応との連携強化

令和2年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るために配置した「児童虐待防止コーディネーター」を活用し、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関との連携・調整の強化を図っていきます。

③ 困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されることに伴い、困難な問題を抱える女性が必要な支援を受けられる体制を整えるため、同法第8条1項に基づく県基本計画の策定を進めます。

項 目	(4) 幼児教育・保育の充実	子どもの育ち支援課
<p>1 幼児教育・保育サービスの充実と放課後児童対策等の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>地域で安心して子育てができるよう、保育所等の待機児童解消や保育士の確保・離職防止のため、施設整備や職場環境を改善する市町等の取組を支援しています。あわせて、幼児教育・保育の質の確保と向上に向けて、保育士等の専門性を高めるための研修等を実施しています。</p> <p>令和4年4月1日時点で、県内で64人の待機児童が発生し、そのほとんどが多くの保育士を配置する必要がある0～2歳の低年齢児であることから、保育士の確保が課題となっています。また、先般、国が発表した加速化プランにおいて、保育士の配置基準の改善が示されたことから、さらなる保育士の確保が必要です。このほか、医療的ケア児への支援、外国につながる子どもの増加や多国籍化、文化の違い等の課題へも適切に対応していく必要があります。</p> <p>また、県内で働く保育士の数や保育士養成施設の卒業生が令和3年度に減少に転じたことから、その状況を把握し、有効な対策を検討するため、令和4年度に現役保育士や保育士養成施設の学生を対象にアンケート調査を行いました。</p> <p>アンケート調査では、現役保育士からは、職員数の増員や給与・賞与等の改善など、処遇改善を求める声が多くあげられるとともに、学生の回答からは、中学校卒業までの時期に保育士としての就労希望を持った割合が全体の7割を超えることが分かりました。そのため、保育士の処遇改善に係る取組を進めるとともに、保育の仕事の魅力発信に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、送迎バスでの園児死亡事故を受けて、改めて児童の安全管理を徹底するため、緊急点検の実施や事故防止に向けた安全管理研修を実施するとともに、送迎バスを保有する全ての保育所等に対して実地調査を行い、必要な指導等を実施しました。</p> <p>引き続き、職員の安全意識の向上を図り、幼児教育・保育施設の安全対策を徹底する必要があります。</p> <p>このほか、放課後の子どもの居場所としての放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に取り組む市町の支援や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができる病児保育等の取組を支援しています。</p> <p>地域の子育て支援の実施主体である市町の「子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進するため、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、必要とされる保育の「量」の拡充、幼児期の学校教育・保育の「質」の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を図っていく必要があります。</p>		

(2) 今後の予定

① 保育の量的拡大及び確保

保育所等の待機児童の解消に向けて、保育所等の整備を行うとともに、低年齢児保育を充実するための保育士加配に取り組む市町に対する支援を拡充します。

また、保育士をめざす学生に対する保育士修学資金貸付枠の拡大や新任保育士が就業継続するための研修を行うとともに、保育補助者の活用やICTの導入など、保育所における職場環境の改善を支援します。

あわせて、保育士・保育所支援センターのウェブサイト「みえのほいく」の充実を図り、就労を希望する保育士への求人情報や研修事業、保育所等の情報をきめ細かく発信します。

さらに、令和4年度に実施した現役保育士や保育士養成施設の学生へのアンケート調査の結果をふまえ、効果的な保育体験の機会の確保に努めるとともに、保育の仕事の魅力について広く発信します。また、保育士を確保するため潜在保育士等の就労促進を支援します。

② 幼児教育・保育の質の確保と向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高め、処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。

また、外国につながる子どもを含め、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士を加配する取組を支援します。

あわせて、幼児教育・保育施設の児童の安全管理を徹底するため、安全計画策定状況の調査及び策定に向けた支援を行います。また、必要な機器等の整備への支援、児童の安全管理に係る研修を行います。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備への支援を行うとともに、放課後児童支援員等への研修を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、低年齢児の保育を行う地域型保育の家庭的保育者や放課後指導クラブの補助員となる子育て支援員の研修について、コースを拡大し、新たな研修コースを設けるとともに、オンラインによる研修を設定するなど、受講しやすい環境づくりに取り組みます。

あわせて、病児保育の運営、施設整備への支援を行い、地域の保育環境の整備を推進します。

項 目	(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども福祉・虐待対策課
<p>1 児童虐待防止の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和3年度は2,147件となり、平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移しています。</p> <p>県においては、増加する虐待相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職を確保するなど、児童相談所の体制強化を進める必要があります。</p> <p>令和2年7月から県内全ての児童相談所で運用を開始しているAIを活用した児童虐待対応支援システムのより一層の精度向上やSNSを活用した、子ども等が相談しやすい環境整備を図るとともに、外国につながる子どもを含め、子どもの安全を最優先に考えて的確な児童虐待対応に取り組む必要があります。</p> <p>また、改正児童福祉法において、令和6年度から市町への設置が努力義務とされた「こども家庭センター」の設置を促進するため、要保護児童対策地域協議会の体制強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行い、県内市町の児童相談体制強化に取り組む必要があります。</p> <p>さらに、子どもの権利擁護のため、専任のコーディネーターを配置し、一時保護所や児童養護施設入所児童、里親等委託児童に対して、権利についてまとめた冊子「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を作成・配付するとともに、一時保護所にアドボケイト（代弁・擁護者）を派遣し、子どもが意見表明できる体制整備に取り組みました。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 児童相談所における人材確保</p> <p>今後も増加傾向にある虐待相談に対応するため、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保を着実に進めます。</p> <p>② 児童相談所における体制強化</p> <p>児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、一時保護等にかかる迅速な意思決定により子どもの安全を確保します。</p> <p>また、身近な相談ツールとしてSNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境整備を整え、児童虐待通告、子育て相談等に対応することにより、虐待の予防、早期発見および早期対応を強化します。</p> <p>さらに、外国につながる子どもへの支援について、引き続き児童相談所へ外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。</p>		

③ 市町における相談体制強化

県内市町の児童相談体制の強化に向け、各市町の規模、実情に応じた相談体制、取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やこども家庭センターの設置を見据えた、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた各市町の取組を支援します。

④ 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護のため、児童養護施設入所児童や里親等委託児童に対して「子どもの権利ノート」を配付するとともに、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施するほか、一時保護児童や施設入所児童の心理的負担の軽減のためのアドボケイト（子どもの意見表明支援員）の訪問面接を行うなど、子どもの権利擁護を重視した取組を充実させます。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に3か所設置し、里親制度の普及啓発を行いました。今後も、里親委託の推進に向けてフォスタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

また、児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもたちは、社会経験の乏しさや虐待を受けた影響による自己肯定感の低さなどさまざまな困難を抱えています。社会的養護からの自立を控える子どもや生活基盤がぜい弱なケアリーバー（社会的養護経験者）は、厳しい生活環境に追い込まれることが懸念されるため、ケアリーバーの孤立を防ぎ、自立できる環境を整備する必要があります。

県内唯一の児童自立支援施設である国児学園や、児童相談所について、施設の老朽化が進んでいることから、入所児童の生活環境の改善に取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策として、児童養護施設等における個室化や感染防止対策にかかる経費を補助するとともに、感染防止対策に関する相談窓口の設置や専門家等の派遣などの支援を行いました。

また、保護者が新型コロナウイルス感染症に感染するなど、監護者不在となった児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げて緊急の場合にも対応するとともに、一時保護所における健康観察等の個別的な対応を充実させるなど、一時保護の体制を整備しました。

(2) 今後の予定

① 三重県社会的養育推進計画の見直し

三重県社会的養育推進計画については、国においても計画の見直しが検討されていることから、計画の進捗状況を検証し、国の動向を注視しながら見直しを行います。

② 里親委託の推進および施設の多機能化

三重県社会的養育推進計画に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング機関の整備を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制整備のための補助金を創設し、家庭的養育の充実を図ります。

施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化・地域分散化等の推進や、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。あわせて、児童養護施設や乳児院に対して施設のICT化推進補助金を創設し、施設職員の負担軽減を図ります。

③ 施設入所児童等の自立支援

里親家庭や児童養護施設等から退所を控えた子どもやケアリーバー(社会的養護経験者)に対し、施設入所中から退所後における自立に向けた切れ目のない支援体制を整備し、児童養護施設等施設職員の人材育成にも取り組めます。

④ 児童相談所および児童自立支援施設的环境改善

入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む北勢児童相談所の一時保護所および国児学園の寮舎等の建替えに向けた設計などを進めます。

項 目	(6) 結婚・妊娠・出産の支援	少子化対策課 子どもの育ち支援課
<p>1 出会いの支援</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、未婚者の結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めていることから、結婚を希望する方に対して、さまざまな出会いの機会に関する情報の提供が必要です。また、市町や企業、団体などが行う結婚支援の取組が活性化し、社会全体で結婚を希望する方を応援できるような気運の醸成が必要です。</p> <p>そのため、県では、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する方への相談対応や情報提供、社会全体で結婚を支援する気運醸成等に取り組んできました。</p> <p>令和4年度は、センターにおいて、相談対応や市町・団体等が実施する出会いイベントの情報を提供するなどの支援を実施するとともに、国の交付金を活用し、センターが中心となり、県内3地域において、23市町と連携し、相談会や交流会など地域の実情に応じた広域的な事業に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により出会いの機会が減少してきたことから、結婚を希望する方のニーズに応じ、丁寧な相談対応や多様な出会いの機会の創出に一層取り組む必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>① 地域における出会い支援の推進</p> <p>結婚を希望する方への相談支援体制の充実と情報発信の強化を行うため、センターのサテライト拠点を設置するとともに、県内3地域に専属のコンシェルジュを配置します。また、身近な地域において多様な出会いの機会が創出されるよう、市町や出会い応援団体が行うイベント等の開催を支援するとともに、市町と連携し、地域の魅力を活かした出会いイベント等の開催に取り組めます。</p> <p>地域で縁談をまとめる活動をする方を中心に結婚応援サポーターとして養成・認定し、そのネットワークを通じて、結婚を希望する方同士の引き合わせに新たに取り組むとともに、企業等による出会いイベントの開催を促進するなど、多様な主体との連携による出会いの機会の創出を進めます。</p> <p>結婚を希望する方が、安心・安全で効果的な婚活に取り組むことができるよう、多様な婚活サービスについて、トラブルに巻き込まれない利用方法や留意点、自身の希望に合ったサービスの選択方法などに関する啓発セミナーを実施します。</p>		

2 ライフデザインの促進

(1) 現状と課題

核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。医学的に正しい知識を身につけていないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。

こうしたことから、医療機関等と連携して大学や企業へアドバイザーを派遣するなど、家族の大切さや妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けています。

令和4年度においても教育現場での性教育を充実するために、令和3年度に作成した研修用DVDを活用して、養護教諭等を対象にした将来のライフデザインを含めた性教育地区別講座を開催しました。

引き続き、子どもたちを含めた若い世代に自らのライフプランを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会を提供することが必要です。

また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦検診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制を強化する必要があります。

(2) 今後の予定

① 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができていく状況をめざして、産婦人科医、教育委員会等と連携した思春期保健指導セミナーを開催するなど啓発に取り組みます。

また、大学生や企業の若手従業員に対し、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけづくりとなるよう、アドバイザーを派遣し、関係機関・団体と連携して研修会を開催します。

妊娠・出産に関する知識を男性も含めた若者に広く普及啓発し、妊娠・出産の適齢期をふまえたライフプランの構築を支援するため、新たにプレコンセプションケア[※]啓発事業を実施します。

② 若年層が相談しやすい体制の整備

計画していない妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、電話相談「妊娠レスキューダイヤル『妊娠SOSみえ』」およびSNSによる相談を実施し、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制を強化します。また、その相談を必要に応じて関係機関と共有することにより、伴走型支援につなげていく体制を構築します。

※プレコンセプションケア (pre conception care)

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

令和4年4月から不妊治療は保険適用となりましたが、自己負担額を理由に治療をあきらめることがないよう、保険適用外の先進医療等に対して県独自の助成制度を創設し、市町と連携のうえ支援を実施しています。

不妊や不育症に悩む方への精神的支援について、不妊専門相談センターで電話相談などの相談対応を行うとともに、当事者目線で寄り添った支援を行うため、不妊ピアサポーターを活用した、地域での当事者同士の交流会を実施しました。今後は、ピアサポーターへのフォローアップ講座を開催してサポーターの知見を深めるなど、寄り添った相談支援が可能となる体制づくりが必要です。

さらに、仕事をしながら不妊治療を受ける方が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩む方がいることから、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、講演会およびセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、31名を養成しました。

また、両立支援に向けた柔軟な勤務体制の導入等について検討する企業に対して、専門的な知識を持つアドバイザーを派遣し、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境整備の推進を図りました。引き続き、企業における体制の整備を支援するなど、不妊治療と仕事の両立に向けた取組が必要です。

加えて、小児、思春期、若年がん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく将来子どもを産み育てる希望をかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療費に対して、国の助成制度を活用しつつ、従前の県の助成基準を維持できるよう上乗せ助成を実施しました。引き続き、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるための支援が必要です。

(2) 今後の予定

① 経済的支援

引き続き、市町と連携し、県独自の特定不妊治療費助成事業を実施します。

② 精神的支援

不妊や不育症に悩む方の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて専門相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。

③ 仕事との両立支援

不妊治療と仕事の両立に向けて、連携協定に基づき企業向けセミナーを開催するとともに、企業に専門的なアドバイザーを派遣して職場環境の体制整備を支援することにより、不妊治療と仕事の両立の機運の醸成が進むよう取り組みます。

④ 妊孕性温存治療への支援

小児、思春期、若年のがん患者が経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対し、引き続き、県独自の上乘せ助成を行います。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親の孤立が問題となっていることから、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児に必要なケアが継続的に提供されワンストップで利用できる体制づくりに取り組んでいます。令和4年度には、国の「出産・子育て応援交付金」の創設を受け、全ての妊婦・子育て家庭に対して、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施しており、今後もさらなる充実を図る必要があります。

また、市町母子保健事業の現状把握、課題整理や地域の実情に応じた体制整備等について支援を行うとともに、相談支援の中心を担う母子保健コーディネーターの養成などの人材育成を行っています。

今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成に取り組むとともに、令和4年度から全ての市町で実施されている産婦健康診査について、その結果を活用し、切れ目のない支援を行うための仕組みが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、妊産婦は自身のみならず、胎児や新生児の健康等に強い不安を抱えて生活しており、家族等の支援を得られず孤立する方も少なくないことから、さまざまな不安を抱える妊産婦に対し、助産師等が専門的なケアや助言を行うなど、寄り添った支援を実施しています。

さらに、新生児の聴覚検査の体制について、言語発達等への影響も考慮して早期に精密検査や療育につなげているものの、対応が途切れるケースもあることから、難聴の疑いのある子どもへの切れ目のない支援が行えるよう、検査から治療、療育の状況等までの情報を一括で管理する仕組みづくりが必要です。

予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡にかかる情報等を収集し、多機関が連携して死因を究明し、その予防策や今後の予防可能な子どもの死亡検証（CDR）※のあり方について、令和2年度から検討を継続しており、提言が行われました。

※CDR (Child Death Review)

子どもの死亡検証（CDR）は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関するさまざまな情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている。

（２）今後の予定

① 妊産婦から子育て家庭への切れ目のない支援

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産、子育てまでの一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する市町に対して交付金を交付します。あわせて、市町から妊婦・子育て世帯への給付が効率的に行われるよう、県において給付システムの構築を検討します。

母子保健コーディネーターの養成、母子保健担当者の研修を実施し、引き続き、母子保健事業の核となる人材育成に取り組みます。

また、産婦健康診査の結果を活用し、妊娠届出時から産後の継続した視点での評価検討を行うとともに、関係機関と連携して産前産後の支援体制の強化につなげます。

さらに、心身の不調や育児不安等がある妊産婦に対して、児童福祉施設の資源等を活用した心身のケアや育児のサポートなどを広域的に行うための体制をモデル的に整備します。

② 難聴児支援システムの構築

新生児聴覚検査の結果、精密検査等が必要となった子どもについて、その後の検査や治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを構築し、情報集約及び関係機関との情報共有を行うことで、早期発見・早期療育による言語・コミュニケーション手段の獲得につなげるなど、療育支援体制の充実を図ります。

③ 予防可能な子どもの死亡検証

予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防対策を検討します。